



【本年4月から車検を受けられる期間が延びます！】

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、本年4月1日付けで関係省令（※）を改正し、車検証の有効期間満了日の“2か月前”から車検を受けられることになりました！

（※）道路運送車両法施行規則

道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則も改正されました。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

車検の有効期限自体が延長するということではないのでご注意ください！



【本年3月末までは…】

「**有効期間満了日の“1か月前”から満了日の間**」に車検を受けることができましたが、車検の需要が年度末に集中しており、この時期は車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われていました。

★自動車販売会社のセールスの皆さんが年度末に力を入れて販売したことが影響しているのでは、と筆者は推察いたします。

なぜ今「車検期間の見直し」!?

【新制度におけるメリット】

- ◆自動車整備士への「働き方改革」
- ◆自動車ユーザーへの配慮

★予約の取りやすさの向上

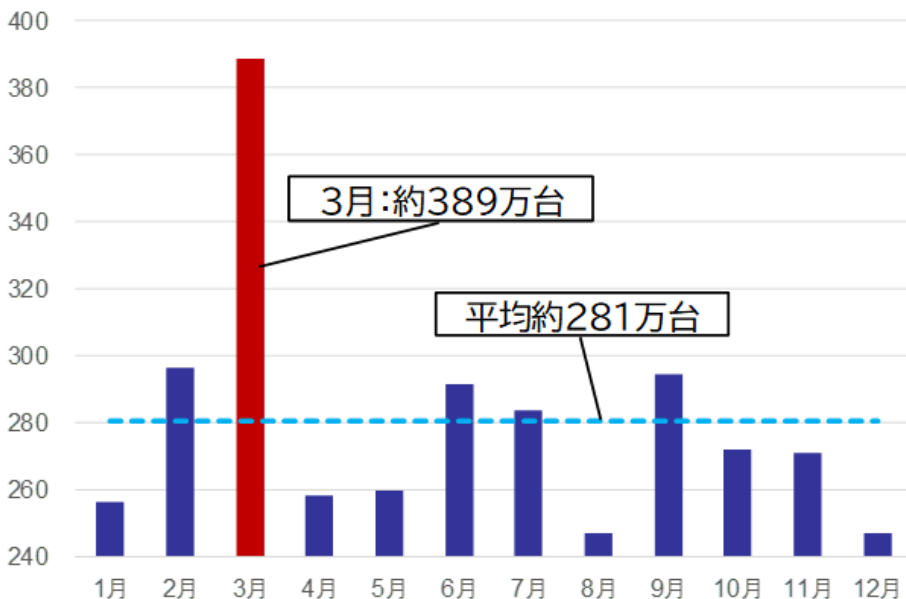
年度末に集中していた予約が、より早い時期にも分散されることで、予約が取りやすくなる。

★余裕を持ったスケジュールが可能
自身の都合に合わせてより余裕をもって車検の計画を立てられる。

★車検切れリスクの軽減

早めに車検を受ける選択肢が増えることで、うっかり車検を切らしてしまうリスクを減らすことができる。

月別の車検台数



月別車検台数[万台](2019年から2023年までの5年間における平均)

(出典：国土交通省プレスリリース)



令和7年4月からの車検受検期間の延長は、年度末の車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方改善に繋がるだけでなく、自動車ユーザーにとってもより便利になる制度改革と言えます。



働き方改革

【本年3月末までの制度におけるデメリット】

(例) **2025年3月1日**
車検満了日のケース

<旧制度>

2月10日（車検満了日から1か月以内）に車検を受けた場合には、次の有効期間は現在の車検満了日から2年後の2027年3月1日となる。
→車検満了日の1か月以上前の1月15日に車検を受けた場合には、その日から2年後の2027年1月15日が車検満了日となり、“早く車検を受けると損”の状態だった。

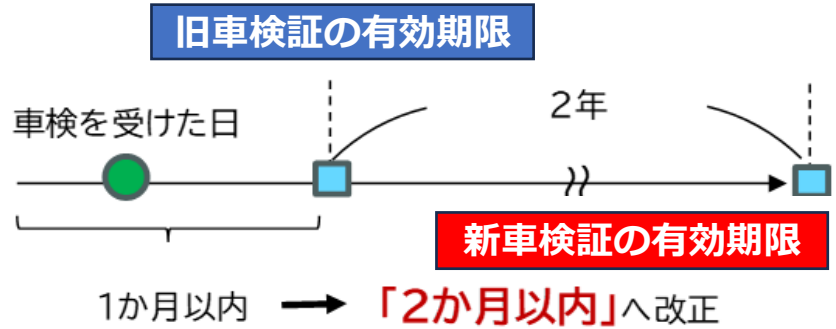
<新制度>

上記のケースであっても、4月1日以降は車検満了日の2か月前から受検可能となるため、車検有効期間が短縮される“損”は発生しない。

車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例
車検証の有効期限前**1か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】
車検証の有効期限前**2か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



(出典：国土交通省プレスリリース)

【そもそも車検とは】

車両を所有していると一定の期間ごとに当該車両が保安基準に適合しているかどうかを検査する“車検”を受ける必要があります。

一般的な「自家用乗用自動車」の場合、法令により新車時（初回）は3年、それ以降は2年に1度と決まっております。バスやタクシーなどお客様を乗せて営業を行う「旅客運送事業用自動車」は、1年に1度と定められています。

車検は、当該整備工場内で車検を実施することができる「指定工場」（民間車検場）と、点検整備後に各地の陸運局・陸運事務所へ自動車を持ち込んで車検を受ける必要がある「認証工場」で受けることが多いでしょう。

なお、オーナー自らが車検場へ予約を入れて車検を受ける「ユーザー車検」も可能ですが、故障や整備不良が死亡事故などを引き起こす可能性があるため、筆者といたしましてはプロにお任せすることを推奨いたします。

★今回の制度改正に伴い自賠責保険の更新も2か月前から可能となります

【250cc以下のバイクには車検はないけど？】

バイクの区分で小型二輪車（排気量251cc以上）の車検は2年間有効で、その後も2年毎に車検がありますが、排気量250cc以下のバイクには車検制度はありません。

しかし、バイクを使用するご自身の責任において、定期的に点検整備を実施しましょう。

使用頻度や走行距離によっても変わってきますが、少なくとも年に1回は定期点検をすることが望ましいとされています。



弊社は損害保険会社7社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。

現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では、募集品質の改善・向上への取り組みの一環として、お客様から忌憚ないご意見やご感想を伺っております。是非ともご協力ください！

“お客様アンケートのサイト”

[アンケート-東京セントラル\(tokyo-central.co.jp\)](https://www.tokyo-central.co.jp)



◆弊社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。